

[事案 23-48] 新契約無効請求

・平成 23 年 12 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

他社の保険証券を見せ、同じ保障内容であることを募集人に確認して学資保険に加入したところ、実際には違っていたとして、契約の無効を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

本件契約時（平成 11 年 3 月）に、募集人に対して、長女が加入していた他社の保険証券を見せ、同じ保障内容であることを確認、具体的には、満期にもらえる金額は、満期金 160 万円+配当金 20 万円+基準保険金 100 万円=280 万円との認識でよいか確認したところ、募集人は明確な否定をしなかった。よって、他社と同じ保障内容であると思い加入したところ、実際には、満期時にもらえる金額は 160 万円であった。誤解して契約したので、契約を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 募集人が誤解を生じさせる説明等を行った事実は認められない。
- (2) 保険契約は附合契約性を有するものであり、本件契約の契約内容も、予め定められた本件契約の約款に基づいて内容が決まっており、他社の学資保険とは異なる商品である。
- (3) 申立人が『ご契約内容のしおり、定款・約款』を受領し、本件契約の商品内容を理解したうえで加入していることは、申込書の内容からも明らかである。
- (4) 契約時の「設計書」、「保険証券」および当社から郵送される「ご契約内容のお知らせ」を見ても、申立人の主張する満期時受取金の保障がないことは明らかであって、申立人は契約内容を容易に確認できた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、要素の錯誤による無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された申立書、答弁書等書類の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記の事実により、申立契約に基づき被保険者の生存期間中に支払われる額は、教育資金と満期保険金との合計額 160 万円であることは容易に知ることができることから、仮に、申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失があったといわざるを得ず、申立人から無効を主張することはできないとして、申立内容を認めることはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 他社の保険証書には、生存保険金額（15 歳に達したとき）が 30 万円、満期保険金額が 270 万円である旨の記載がある。
- (2) 募集人が募集時に用いたと推認できる提案書には、申立契約が満期に至るまで、教育資金として合計 110 万円（3 年後から 15 年後までの間）、満期保険金として 50 万円（18 年後）、合計 160 万円が、（被保険者の生存中に）支払われることが、図入りで記載されている。他方、同提案書には、「主契約（基準保険金）」が 100 万円である旨の記載がある。
- (3) 「ご契約のしおり 定款・約款」には、申立契約の保障内容につき、上記提案書と同

じ内容が、図入りで記載されている。

- (4) 募集人が募集時に用いたと推認できる資料には、「教育資金のお支払割合は、3年後は主契約基準保険金の10%、以後3年ごとに15年後まで同25%、満期保険金は満期時に同50%です。」との記載がある。

満期保険金と基準保険金は異なるものであり、基準保険金は各種保険金の算定基準となる金額にすぎないことは、提案書、「ご契約のしおり 定款・約款」等からも明らかであって、募集人にとっても基礎的知識に属する事柄であり、申立人が上記のような質問を発したとすれば、募集人がこれを否定しない事態は考え難い。